

森林の伐採や開発に関する伐採届以外の手続き

下記の手続きが必要となる場合がありますので、それぞれの窓口にてご確認ください

1. 伐採する場所が下記の区域内の場合

・ 長野市自然環境保全地域（飯綱、戸隠、大岡地区）

長野市自然環境保全条例に基づき、飯綱・戸隠・大岡地区において木竹の伐採、建築、井戸の掘削、広告物の設置、排水の放流、土地の形質変更等の場合は許可が必要となります。

窓口：長野市環境保全温暖化対策課（市役所第2庁舎3階） 電話 026-224-5034

・ 上信越高原国立公園（飯綱、戸隠地区の一部）

飯綱・戸隠地区の一部は上信越高原国立公園に指定されており、建築・土地の形質変更等には自然公園法に基づく許可が必要となります。また、伐採を行う場合は事前に連絡してください。

窓口：長野県長野地域振興局環境課（長野合同庁舎3階） 電話 026-234-9590

環境省戸隠自然保護官事務所（戸隠豊岡） 電話 026-254-3060

・ 埋蔵文化財包蔵地

伐採行為そのものは対象外ですが、作業路の整備や林地開発などの土木工事を伴う場合は文化財保護法の規定に基づく届出が必要となりますので、事前にご相談ください。

窓口：長野市埋蔵文化財センター（長野市立博物館内） 電話 026-284-0004

2. 住宅（別荘含む）など建物の建築や林地開発が伴う場合

・ 太陽光発電施設の設置に係る届出

定格出力50キロワット以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出が必要となります。

窓口：長野市環境保全温暖化対策課（市役所第2庁舎3階） 電話 026-224-5034

・ 地区計画の区域内における届出

飯綱西区（飯綱高原）地区は地区計画が策定されており、建築、排水の放流、土地の形質変更などには届出が必要となります。

窓口：長野市都市政策課（市役所第2庁舎5階） 電話 026-224-5050

長野市環境保全温暖化対策課（市役所第2庁舎3階） 電話 026-224-5034

・ 建築工事の届出、建築確認の申請、開発行為の許可

一定規模を超える建築物の建築を行う場合は建築基準法に基づく建築工事届・建築確認申請が必要となります。また、宅地開発目的で1,000㎡以上の造成を行う場合は許可が必要となります。

窓口：長野市建築指導課（市役所第2庁舎7階） 電話 026-224-5048

・ 長野市の景観を守り育てる条例に基づく届出

高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の建築や面積3,000㎡を超える土地の形質変更を行う場合は大規模行為の届出が必要となります。

窓口：長野市都市政策課（市役所第2庁舎5階） 電話 026-224-5050

・ 土壌汚染対策法に基づく届出

一連の形質変更の面積が3,000平方メートルを超える場合は、土地の形質変更の届出が必要となる場合があります。面積要件に該当する場合はあらかじめご相談ください。

窓口：長野市環境保全温暖化対策課（市役所第2庁舎3階） 電話 026-224-8034

保安林及び1haを超える林地開発（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）の場合は長野地域振興局林務課（026-234-9521）の許可が必要となります。この場合、市へ伐採届の提出は必要ありません。